

第15回 宮古市社会福祉大会 開催のお知らせ

今年度は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、規模を縮小して開催いたします。

期日：令和2年12月12日（土）
時間：開場12時
開会13時／閉会14時
場所：宮古市民文化会館大ホール
内容：宮古市社会福祉大会表彰
第32回宮古市福祉作文・
標語コンクール表彰
大会宣言

○新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で開催いたします。

○市内でコロナウイルス感染者が発生した場合など、状況により中止させていただく場合があります。

○大会会場には、手話通訳・要約筆記者を配置します。

○送迎バスを運行します。

宮古駅前発 12時
宮古市民文化会館発 14時10分

○参加には事前の申し込みが必要で、詳しくはお問い合わせください。

宮古市共同募金委員会からのお知らせ

令和2年度赤い羽根共同募金運動【実施経過報告】

今年も10月1日から全国一斉に「赤い羽根共同募金運動」が始まりました。

「家庭、事業所、職場、学校、街頭等々、市民の皆様から様々な形でご協力をいただいております。本日にありがとうございます。10月31日現在の募金額をご報告します。

今年度の運動期間も残りところあと一ヶ月となりました。引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

募金別	実績額
戸別募金	6,825,300円
法人募金	1,210,700円
街頭募金	656,970円
職域募金	491,102円
学校募金	45,842円
個人募金	24,263円
その他の募金	29,950円
総計	9,284,127円

令和2年10月31日現在

「岩手県共同募金会限定ピンバッジ募金」

宮古市共同募金委員会では、500円以上募金いただいた方に、ピンバッジを1個進呈します！「わんこきょうだい」とコラボした岩手県共同募金会限定ピンバッジです。

今年、赤い羽根ピンバッジガチャポンマシンが登場！募金いただいた方はガチャポンに1回チャレンジできます。このデザインが出てくるかはお楽しみに♪



なくなり次第終了になります。



詳しくは
宮古市共同募金
委員会事務局まで
お問い合わせください。

寄付のお礼

期間：6月1日～10月31日

- ◆楊名時太極拳 友好会石手様 10,000円
- ◆リスム様 5,050円
- ◆宮古海釣団体連合会様 42,333円
- ◆西澤タカヨ様 500,000円
- ◆【物品寄付】
- ◆丸三ニット代表 古館良子様 ミシン糸ニット生地 第一生命宮古営業オフィス様
- ◆インスタントラーメン92食 他食品15kg
- ◆宮古地区保護司会 会長 加藤俊郎様 使用済み切手回収用ポスト3つ
- ◆匿名様 手作りマスク13枚
- ◆中嶋製材所様 ベンチ用材一式
- ◆有限会社山田清掃社 代表取締役 中村尚司様 コーヒー4本、レトルトカレー1個、焼きのり5袋
- ◆いわて生活協同組合代表理事 飯塚明彦様 食品450個
- ◆カフェ温心 佐々木麻子様 食品20kg
- ◆株式会社コアクラフト 代表取締役 中村政裕様 食品15kg
- ◆田老地区体育大会実行委員会様 食品27個、雑貨110個
- ◆全国郵便局長会東北地方会 岩手東部地区会宮古第一分会様 安心ステイボックス 15セット
- ◆【その他】
- ◆西松建設株式会社北日本支社川井トンネル工事 事務所所長 立道智生様
- ◆川井センター裏土砂片付け及び職員駐車道取付け 道路舗装工事

編集後記

表紙ページで紹介した「CAFE凧」が開店する10日ほど前、カフェの店員の方から招待状をいただきました。「ぜひいらしてください」と少し緊張した面持ちで招待状を手渡してくれました。カフェで働く様子から、今まで経験したことがなかった接客実習や、カフェで提供するスイーツの試作を何度も繰り返しながら、開店の日を迎えられたことをとても嬉しく思いました。

このカフェが地域に溶け込み、なくてはならない存在として成長していくことが今からとても楽しみです。

みやこ社協だより

No.55 12月1日号

令和2年12月1日発行

編集 発行

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会 〒027-0038 宮古市小山田二丁目9番20号
☎0193(64)5050 FAX:0193(64)5055 E-mail: info@miyako-shakyo.or.jp



社会福祉法人宮古市社会福祉協議会
ホームページ: www.miyako-shakyo.or.jp

ボランティア・市民活動センターFacebook: 宮古市ボランティア市民活動センター 検索
ブログ: http://blog.goo.ne.jp/miyakoVC

宮古市総合福祉センター
〒027-0038 宮古市小山田二丁目9番20号
☎(64)5050 FAX(64)5055
Email: info@miyako-shakyo.or.jp

田老福祉センター
〒027-0321 宮古市田老字乙部151-29
☎(87)2224 FAX(87)4072
Email: chiiki-t@miyako-shakyo.or.jp

新里センター
〒028-2101 宮古市茂市第1地割115-4
☎(72)3437 FAX(72)3433
Email: vc-n@miyako-shakyo.or.jp

川井支所
〒028-2302 宮古市川井第2地割165
☎(76)2310 FAX(76)2490
Email: kawaishisho1@miyako-shakyo.or.jp

ふれあいネットワーク

みやこ社協だより

No.55 12月1日号

この広報誌は赤い羽根共同募金の助成を受けて発行しています

誰も孤立しない地域づくり③

令和2年11月に、末広町商店街の真ん中で2つの「居場所づくり」に向けた取り組みがはじまりました。今号では、この2つの「居場所づくり」について紹介します。

「CAFE凧」

宮古市社会福祉協議会では、2017年から社会的孤立者の居場所づくりを末広町商店街の皆さんの協力のもとすすめてきました。その事業の成果から、人は誰かとつながること、役割があることが大切であることを学び、次のステップとして就労を見据えたカフェの開設に動きはじめました。

このカフェは、社会とのつながりが乏しい方等が社会に一歩踏み出す機会となり、おだやかな時間の中で他者との関わりをおし自分の居場所、役割を認識でき、その人その人の意欲をみつけられるようになること、また、新しい中間的就労(*)の場を目指しています。そして、地域住民もカフェの利用をとおして、地域の一員として認め合い、受け入れ、そして互い



落ち着いた雰囲気のカフェです。

に支え合う地域づくりへ。開店に向けて、接客の実習や、手づくりスイーツの試作を何度も重ね、11月2日、念願の「CAFE凧」がオープンしました。初日から末広町商店街の方をはじめ多くのお客様が来店され、社会参加への大きな一歩を応援していただきました。

*中間的就労

さまざまな理由から長期間仕事に就けずにいる方が、一般的な就労の前段階となる日常生活や社会生活の自立を図るために取り組むボランティアや軽作業等の社会参加型の活動のこと。

「居場所づくり」から始める「地域づくり」

地域見守り支援拠点事業

そして、CAFE凧と同じ場所で、毎週木曜日の午前中に、誰でも気軽に立ち寄り交流できる場を設けています。この何気ない会話や交流が、普段の生活の「掘りどころ」になることを目指しています。また、生活支援相談員も常駐し、困りごとや心配ごとの相談もでき、誰もが地域で安心して暮らすことができるよう支援も行っていくものです。

「居場所づくり」は「地域づくり」

誰もが、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしたいと願っています。ご紹介した2つの取り組みの他にも、「居場所づくり」には様々な方法があります。市内6カ所で行われている「こどもダイニング」もその一つです。これらの活動に共通していることは、自分の暮らす地域の中で役割を持ち、地域の一員としての存在感、充実感を感じながら自分らしい生活を送るきっかけをつくり、地域住民



末広町の真ん中、大きな看板が目印です。

《営業時間の案内》

- ◆CAFE凧
毎週月・水・金曜日
10:00～15:00
- ◆お問い合わせ
くらしネットみやこ相談室
(Tel.65-7046)
- ◆地域見守り支援事業
毎週木曜日 10:00～12:00
- ◆お問い合わせ
地域福祉課(Tel.77-3061)

宮古市歳末たすけあい運動

ご協力をお願いします

今年も「みんなでささえあうあったかい地域づくり」をスローガンに12月1日から31日まで「宮古市歳末たすけあい運動」を実施いたします。

歳末たすけあい運動は、共同募金運動の一環として地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、地域のみなさんが互いに助けあい、住民参加による福祉のまちづくりをすすめるための市民運動として行われます。

コロナ状況下においては、地域でのさまざまな活動が実施困難な状況にあります。住民同士の間で助け合いの活動はこれまで同様に行われてきました。

皆様から寄せいただいた募金は、下記のとおり支援を必要とされる方々へ配分されるほか、地域の福祉活動の充実や、福祉のまちづくりの推進を図るために活用されます。

令和2年度宮古市歳末たすけあい運動寄付金配分計画

在宅者配分	●介護者 日常寝たきりの状態にある高齢者（要介護4又は5相当）及び常時介護を必要とする認知症高齢者を在宅で介護している世帯	地域福祉活動配分	●団体配分 次の団体が実施する年末年始行事への支援（活動経費の一部として） ※募集は終了しております。 1 自主的、自発的に活動している障がい児（者）、難病がある人々の当事者団体 2 子育て自主サークル 3 私立、無認可保育園
	●在宅心身障がい児・者 歩行、食事、排泄、入浴等、日常生活において自立が困難であり常時介護を要する状態にある在宅心身障がい児・者がいる世帯		●事業配分（助成事業） 「みんなでささえあうあったかい地域づくり支援事業」 ※募集は終了しております。 市内に活動の拠点を置き、小地域で住民を対象とした福祉活動を展開している住民グループ、非営利団体（町内自治会、子ども会、高齢者サロンなど）が、住民参加のもと地域福祉の充実のため年末年始の期間に行なう活動への支援（事業経費の一部として）助成総額150万円（1団体上限6万円）
	●出生世帯 宮古市内に在住し、令和元年12月2日から令和2年12月1日までに出生した子がいる世帯 ～お子さんがお生まれになった世帯の皆さまへ～ 該当する世帯の方は1月11日（金）までに社会福祉協議会または地区の民生委員・児童委員へお問い合わせください。（期間を過ぎると配分できませんのでご注意ください。）		



※配分単価および配分団体については12月上旬に宮古市共同募金委員会運営委員会にて決定されます。その後、12月下旬に在宅者配分は各地区の民生委員・児童委員が直接お届けし、団体には指定口座へ振り込みいたします。

○一般公募助成「赤い羽根じぶんの町をよくする活動応援事業」

「じぶんの町をよくする活動」を応援することを目的にした公募型助成です。令和3年度の事業を対象に募集します。

令和2年12月15日
～令和3年1月15日

○対象団体
宮古市内に拠点を置く民間団体・グループ（町内自治会、ボランティア団体・NPO法人など）。

○助成限度額
助成総額80万円
（総額のうち複数の団体を採択します）

○採択要件
自分たちの地域をより良くするために、地域の課題解決に向けた取り組みをすすめる事業を採択します。

ただし、自団体が従来から行っている活動は対象外です。

※詳しいお問い合わせは、宮古市共同募金委員会事務局（☎64-5050）までお問い合わせください。

※内容は両日同じです。
場所：宮古市総合福祉センター

○申請説明会
申請を希望する団体は宮古市共同募金委員会が開催する本助成金申請説明会に参加することが原則となります。

【説明会日程】
日時：①令和2年12月5日（土）午前10時30分
②令和2年12月8日（火）午後6時

たくさんの応援ありがとうございました！

ご報告
岩手県共同募金会助成事業
「あったかいわてプロジェクト～地域みまもり応援募金～」

表紙ページでお伝えした「CAFE 風」の開設に向けて取り組みました「あったかいわてプロジェクト～地域みまもり応援募金～」は、おかげさまで当初の目標額を大きく上回ることができました。皆様の温かいご支援に深く感謝申し上げます。募金結果は次のとおりです。これからもご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

募金額：1,076,309円
（目標額：500,000円）

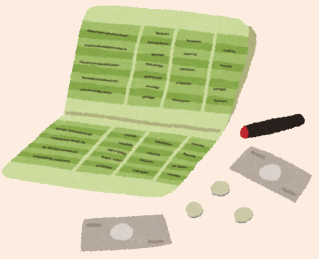
日常生活自立支援事業（あんしんネット）

日常生活自立支援事業は、自分の判断能力に不安がある方で、福祉サービスの利用の仕方が分からなかったり、預貯金の出し入れなどにお困りの方を対象にして各種手続きの援助や代行などを行う事業です。

具体的サービス内容は次のとおり大きく分けて3つあります。

- ①【福祉サービスの利用援助】
○福祉サービスの利用、または利用を止めるために必要な手続きの代行または代理○福祉サービスの利用料の支払い手続き○福祉サービスの苦情を解決するための手続きなど
- ②【日常的な金銭管理サービス】
○年金及び福祉手当の受領に必要な手続き○病院への医療費の支払い手続き○税金や社会保険料、電気・ガス・水道等公共料金の支払い手続き○預貯金の出し入れなどの手続きなど
- ③【書類等預かりサービス】
保管を希望する重要な証書類をお預かりします。例として預貯金通帳、年金証書、証書類（不動産権利書・契約書）印鑑など

★詳しい内容など
相談・利用については、
権利擁護センター
（宮古市社協内）
Tel 64-50502
までお問い合わせ下さい



生活福祉資金 貸付制度のご案内

この貸付制度は、低所得世帯、高齢者・障がい者世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と在宅福祉、社会参加の促進を図ることを目的としています。貸付の種類をいくつかご紹介します。

- 教育支援資金
高校、大学、専門学校への就学に際し必要な経費。
①教育支援費（授業料等）
②就学支度費（入学金等）
- 福祉費
技能習得、障がい者の車の購入、住宅の改築、補修等に必要経費
- 総合支援資金
失業などで世帯の生活の維持ができなくなった方等の生活再建のために必要な費用（生活困窮者自立支援事業の利用が要件です）
- 緊急小口資金
緊急かつ一時的に生計が困難となった場合の少額の費用
- 緊急小口資金（特例貸付）※令和2年12月末まで延長
新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で生活資金にお困りの方

◆ご相談については、必ず一度お電話ください。
この貸付制度の利用には要件があります。貸付対象に該当しない場合もありますので、詳しくは最寄りの宮古市社会福祉協議会各センターにお問い合わせください。
受付対応：月～金曜日8：15～17：15
（土・日・祝日を除く）

令和2年度

社協会費中間報告

令和2年度の社協会費につきましては、コロナ禍で大変な中、市民の皆さま並びに法人・事業所の皆様にご協力をいただき、誠にありがとうございました。納入いただきました会費は、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」に向けて、宮古市の地域福祉活動の大切な財源として活用させていただきます。これからも、皆様とともに「新しいつながりの仕組みづくり」を目指し、地域づくりに取り組んでまいりますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度社協会費総額	17,047,733円
一般会費	15,093,733円
法人会費	1,432,000円
特別会費	522,000円
(令和2年10月31日現在)	

